

定期借家制度を 活用しましょう

定期借家制度の導入を柱とする「良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法」が1999年12月9日の衆議院本会議で可決、成立し、2000年3月1日から施行され間もなく2年になります。

オーナー様のご都合に合わせた賃貸経営が出来る制度です

- ◆ 契約期間が自由に決められるので、短期経営も可能です。
- ◆ トラブルのもとになる立退き料の支払も不要です。

定期借家制度はメリットが豊富です

- ◆ 契約年数が決められるので、1年未満で明渡しといった契約が可能です。（立退き料の心配がありません）
- ◆ 建替えや大規模修繕など長期プランがスムーズに進められます。
- ◆ 賃貸中でも期限確定の定期借家権なら、売却もスムーズです。

今まで貸すことをためらっていたオーナー様、空家・空室がございましたら是非弊社までご一報下さい。

㈱学生ハウジング 松ヶ崎工織前店 関 智哉

TEL 712-0101 FAX 723-1616